

能美市建設工事最低制限価格取扱要綱

平成 27 年 4 月 30 日

告示第 64 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、能美市が発注する建設工事等の契約の締結にあたり、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 2 項(第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。)に規定する最低制限価格の運用について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 競争入札に付するもののうち低入札価格調査基準価格を設けないすべての工事とする。

(最低制限価格基準額の算出方法)

第 3 条 工事の請負契約に係る最低制限価格基準額は、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額の合算額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。ただし、その額が、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

(建築・設備工事については、直接工事費に 10 分の 9 を乗じて得た額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額)

(2) 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額

(3) 現場管理費に 10 分の 9 を乗じて得た額

(建築・設備工事については、直接工事費に 10 分の 1 を乗じて得た額と現場管理費の合算額に 10 分の 9 を乗じて得た額)

(4) 一般管理費に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、契約の種類及び内容等により必要と認める場合は、10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格基準額とする。

3 市長が特に必要と認める場合は、前項の規定によらず、最低制限価格基準額を定めることができる。

(最低制限価格の算出方法)

第4条 最低制限価格は、前条の規定により算出した最低制限価格基準額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額にランダム係数(無作為に算出される0.9990から1.0010までの数値)を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。

(最低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知しなければならない。

附 則

この告示は、平成27年5月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則(平成28年3月28日告示第49号)

この告示は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則(平成29年3月30日告示第59号)

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則(平成30年3月26日告示第64号)

この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則(平成31年4月19日告示第67号)

この告示は、平成31年5月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則(令和4年3月25日告示第55号)

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則(令和6年6月12日告示第82号)

この告示は、令和6年7月1日から施行し、改正後の能美市建設工事最低制限

価格取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事について適用する。